

## 重要事項説明書

記入年月日	2020年7月1日
記入者名	鶴巻 恵美
所属・職名	業務課

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（2011年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

## 1. 事業主体概要

種類	個人/法人	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしゃ SOMPOケア株式会社	
主たる事務所の所在地	〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号	
連絡先	電話番号	03-6455-8560
	FAX番号	03-5783-4170
	ホームページアドレス	<a href="https://www.sompocare.com">https://www.sompocare.com</a>
代表者	氏名	遠藤 健
	職名	代表取締役
設立年月日	1997年5月26日	
主な実施事業	※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）	

## 2. 有料老人ホーム事業の概要

## (住まいの概要)

名称	(ふりがな) そんぽけあ らづいーれふじみの SOMPOケア ラヴィーレふじみ野
----	---

所在地	〒356-0052 埼玉県ふじみ野市苗間 1-7-21	
主な利用交通手段	最寄駅	東武東上線「ふじみ野」駅
	交通手段と所要時間	東武東上線「ふじみ野」駅より約 240m (徒歩 3分)
連絡先	電話番号	049-278-2121
	FAX番号	049-278-2223
	ホームページアドレス	<a href="https://www.sompocare.com">https://www.sompocare.com</a>
管理者	氏名	小関 幸広
	職名	ホーム長
建物の竣工日		2004年6月10日
有料老人ホーム事業の開始日		2018年7月1日

**(類型)【表示事項】**

<input checked="" type="checkbox"/> 1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） <input type="checkbox"/> 2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） <input type="checkbox"/> 3 住宅型 <input type="checkbox"/> 4 健康型		
1 又は 2 に 該当する場 合	介護保険事業者番号	1173001254
	指定した自治体名	埼玉県
	事業所の指定日	2018 年 7 月 1 日
	指定の更新日（直近）	—

**3. 建物概要**

土地	敷地面積	2,100.69 m <sup>2</sup>	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
2 事業者が賃借する土地			
抵当権の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり    2 なし	
契約期間		1 あり ( 年 月 日～ 年 月 日) 2 なし	
	契約の自動更新	1 あり    2 なし	
建物	延床面積	全体	2,708.82 m <sup>2</sup>
		うち、老人ホーム部分	2,708.82 m <sup>2</sup>

	耐火構造	<input type="checkbox"/> 1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ( )				
	構造	<input type="checkbox"/> 1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ( )				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		<input type="checkbox"/> 2 事業者が賃借する建物				
		抵当権の設定	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし		
		契約期間	<input type="checkbox"/> 1 あり (2004年6月11日～2024年6月10日) 2 なし			
		契約の自動更新	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし		
居室の状況	居室区分 【表示事項】	<input type="checkbox"/> 1 全室個室				
		<input type="checkbox"/> 2 相部屋あり				
		最少	人部屋			
	最大	人部屋				
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分*
	Aタイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	19.35～ 21.01 m <sup>2</sup>	61	介護居室個室
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における 便房	4 か所	うち男女別の対応が可能な便房	か所		
			うち車椅子等の対応が可能な便房	2 か所		
	共用浴室	3 か所	個室	2 か所		
			大浴場	1 か所		
	共用浴室における 介護浴槽	1 か所	チェアー浴	か所		
			リフト浴	か所		
			ストレッチャー浴	1 か所		
その他 ( )			か所			
食堂	<input type="checkbox"/> 1 あり      2 なし					
入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり <input type="checkbox"/> 2 なし					

	エレベーター	1 あり（車椅子対応） 2 あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし
消防用設備等	消火器	1 あり 2 なし
	自動火災報知設備	1 あり 2 なし
	火災通報設備	1 あり 2 なし
	スプリンクラー	1 あり 2 なし
	防火管理者	1 あり 2 なし
	防災計画	1 あり 2 なし
その他		

#### 4. サービスの内容

##### （全体の方針）

運営に関する方針	入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービスを提供することを通じて、生活の質の向上を目指す。また、地域とのかかわりを深め、入居者の地域での暮らしを支える。
サービスの提供内容に関する特色	自分らしく安心な暮らしに、細やかなサポートを行い上質な暮らしを提供します。 多彩なアクティビティをご用意し、趣味活動を推進し、美味しさと栄養バランスにこだわった食事の提供を行います。 お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を致します。 テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択肢を増やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QOL向上を目指します。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし

介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	1 あり	2 なし	
	生活機能向上連携加算	1 あり	2 なし	
	個別機能訓練加算	1 あり	2 なし	
	夜間看護体制加算	1 あり	2 なし	
	若年性認知症入居者受入加算	1 あり	2 なし	
	医療機関連携加算	1 あり	2 なし	
	口腔衛生管理体制加算	1 あり	2 なし	
	栄養スクリーニング加算	1 あり	2 なし	
	退院・退所時連携加算	1 あり	2 なし	
	看取り介護加算	1 あり	2 なし	
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり	2 なし
		(II)	1 あり	2 なし
	サービス提供体制強化加算	(I)イ	1 あり	2 なし
(I)ロ		1 あり	2 なし	
(II)		1 あり	2 なし	
(III)		1 あり	2 なし	

  

人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1
	2 なし	

(医療連携の内容)

医療支援	※複数選択可	1 救急車の手配	
		2 入退院の付き添い (協力医療機関以外は有料)	
		3 通院介助 (協力医療機関以外は有料)	
		4 その他 ( )	
協力医療機関	1	名称	医療法人社団 泰仁会 さいたまファミリークリニック
		住所	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬 1267-6 ウィズ・カーサ 1 号室
		診療科目	内科、他
		協力内容	健康指導、入院治療、緊急時の対応、他の機関に入院を要する場合の紹介。

	2	名称	医療法人 鳳和会 ふじみ野中央クリニック
		住所	埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡 4-16-15
		診療科目	内科、他
		協力内容	健康指導、入院治療、緊急時の対応、他の機関に入院を要する場合の紹介。
協力歯科医療機関		名称	医療法人社団 新仁会 小手指デンタルクリニック
		住所	埼玉県所沢市小手指町五丁目 7 番地 18
		協力内容	訪問（歯科）診療

**(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能**

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	<p>1 一時介護室へ移る場合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2 介護居室へ移る場合</p> <p>3 その他（ ）</p>
判断基準の内容	<p>(事業者からの申し出による移り住み)</p> <p>1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。</p> <p>2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>(2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。</p> <p>(3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。</p> <p>(4) 入居者および身元保証人の同意を得る。</p> <p>(5) 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p> <p>3 本状により居室を変更する場合、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。</p>

	<p>(入居者または身元保証人からの申し出による移り住み)</p> <p>1 入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務を負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとし、入居者および身元保証人と協議の上、変更先の居室を決定するものとする。</p> <p>2 本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p> <p>3 事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。</p> <p>4 前第2項および第3項の場合は、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。</p>	
手続きの内容	<p>1 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>2 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。</p> <p>3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。</p> <p>4 入居者および身元保証人の同意を得る。</p> <p>5 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p>	
追加的費用の有無	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし	
居室利用権の取扱い	上記の手続きを経て、住み替え前の介護居室の利用権をご入居者の同意を得て変動させ、新たな介護居室の利用権を設定します。	
前払金償却の調整の有無	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし	
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり 2 なし
	便所の変更	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
	浴室の変更	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし

	洗面所の変更	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	台所の変更	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	その他の変更	1 あり	(変更内容)
		<input type="checkbox"/> 2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	要支援の者	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	要介護の者	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
留意事項	入居時、おおむね 60 才以上の方で伝染性疾患のない要支援・要介護の方。反社会的勢力に該当せず、原則として確実な保証人がいる方。(前払金、家賃相当額、月々の生活費を支弁できる方)		
契約の解除の内容	<p>【施設からの契約解除】</p> <p>1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。</p> <p>(1)入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。</p> <p>(2)第30条(入居までに支払う費用)に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき</p> <p>(3)第31条(入居後に支払う月額費用)に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。</p> <p>(4)建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。</p> <p>(5)2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目途がたたず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めるとき。</p> <p>(6)入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。</p> <p>(7)入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、</p>		



かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。

(8)第6条（譲渡、転借等の禁止）または第25条第1項、第3項、第4項（禁止または制限される行為）の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。

(9)その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。

2 前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者（入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人）に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等の関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第11条（反社会的勢力に関する表明・保証）に反する事実が判明したとき、または、反していると事業者が合理的に判断したとき。

(2) 第25条第2項各号（禁止または制限される行為）に掲げる行為を行ったとき。

4 事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。

#### 【入居契約者による契約の解除】

1 入居者は、事業者に対して、事業者の定める書面をもって、少なくとも解除日の30日前に申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。入居者は、事業者に対し、解除日までに居室を明け渡さなければならない。

2 入居者が、前項の書面を提出しないで居室を退去した場合

	<p>には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、解除されたものとする。</p> <p>3 入居者は、事業者について、第11条（反社会的勢力に関する表明・保証）に反する事実が判明したときは、何ら催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>4 入居者は、前項に基づき本契約を解除した場合、事業者に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。</p> <p><b>【居室明け渡し時の原状回復】</b></p> <p>1. ご入居者は、居室を明け渡すときに「入居契約書第34条に定める 原状回復規程」に従い、改装及び設備に付加した部分を原状に復するものとし、その費用負担については事業者と協議の上決定するものとします。また、特約条項として、退去時の清掃に関しご入居者は「入居契約書別表2」に従い清掃をするものとします。</p> <p>なお、この清掃を事業者に定額費用¥16,000（税抜）で委託できるものとします。</p>	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約 第35条に記載通り
	解約予告期間	なし
入居者からの解約予告期間	少なくとも解除日の30日前	
体験入居の内容	<p>1 あり（内容：期間6泊7日を限度とします。 費用1泊2日6,000円（税抜）、 その他の費用（オムツ代・日用雑貨品等、 実費）、保証金10,000円（その他費用を 精算後、返金）</p> <p>2 なし</p>	
入居定員	61人	
その他	<p><b>【費用負担について】</b></p> <p>傷病により、治療及び入院が必要な場合は、保険診療が適応されます。その場合の一部自己負担金及び保険適応外のものについては、入居者の負担となります。</p>	

## 5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）	常勤換算人
--	----------	-------

	合計		数 <sup>※1※2</sup>
	常勤	非常勤	
管理者	1	1 (専従)	1.0
生活相談員	1	1 (専従)	1.0
直接処遇職員	31	15 (専従)、1 (非専従)	22.7
介護職員	26	15 (専従)	19.8
看護職員	5	1 (非専従)	2.9
機能訓練指導員	1	1 (非専従)	0.1
計画作成担当者	2	2 (専従)	2.0
栄養士			
調理員			
事務員	4	1 (専従)	1.8
その他職員	7		3.3
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 <sup>※2</sup> (*看護職員の1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数)			40 時間 (*32 時間)
<p>※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。</p> <p>※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。</p>			

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	14	6 (専従)	8 (専従)
実務者研修の修了者	3	3 (専従)	
初任者研修の修了者	1	1 (専従)	
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1 (非専従)	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 ( 17 時～ 翌 10 時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	3 人	3 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率 <sup>※</sup> 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 <input checked="" type="checkbox"/> c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.5 : 1

※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり		2 なし					
	業務に係る資格等		1 あり							
	資格等の名称		介護福祉士							
	2 なし									
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	1	3	2					1	
前年度1年間の退職者数	1	1	3	2						
員の人数 業務に従事した経験年数に応じた職	1年未満	1		3	1				1	
	1年以上 3年未満		2	1	1					
	3年以上 5年未満			4	3	1		1	1	
	5年以上 10年未満			5	3					
	10年以上		2	2	3					
従業者の健康診断の実施状況				1 あり		2 なし				

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
-------------------	-------------------------------------

利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり 2 なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり 2 なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし（管理費） 2 日割り計算で減額（食費） 3 不在期間が16日以上の場合に限り、半額請求（光熱水費）	
利用料金の改定	条件	事業者は、費用の改定にあたって、所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数および人件費等を勘案
	手続き	運営懇談会において説明し、その意見を聴いて行うものとする

（利用料金のプラン【代表的なプランを2例】）

		前払い方式 Aタイプ	月払い方式 Aタイプ	
入居者の状況	要介護度	要介護2	要介護2	
	年齢	満75歳以上	一歳	
居室の状況	床面積	19.35㎡	19.35㎡	
	便所	1 有 2 無	1 有 2 無	
	浴室	1 有 2 無	1 有 2 無	
	台所	1 有 2 無	1 有 2 無	
入居時点で 必要な費用	前払金	5,800,000円	0円	
	敷金	0円	0円	
月額費用の合計		220,131円	316,791円	
家賃		0円	96,660円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※ <sup>1</sup> の費用	21,231円	21,231円	
	介護保険外※ <sup>2</sup>	食費	61,500円	61,500円
		管理費	97,000円	97,000円
		共用部の家賃相当額	35,600円	35,600円
		介護費用	0円	0円
		光熱水費	4,800円	4,800円
		その他	0円	0円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費

用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	月払い方式：近傍同種の家賃相当額を勘案し、妥当な額として設定。 ※別紙 居室タイプ別価格表参照
敷金	家賃の 一 か月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	1人あたり月額 97,000 円 (税抜) 共用施設等の維持・管理費、事務管理部門の人件費および事務費から算定
共用部の家賃相当額	1人あたり月額 35,600 円 (非課税) 共用部の水道光熱費、減価償却費、保守管理費等、建物の維持管理に係る費用から算定
食費	月額 1人あたり 61,500 円 (税抜/1人あたり) 食費に含まれるサービス：献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等。3日前までに欠食の届出があった場合、食事ごとに返金致します。ただし、緊急入院等、不測の事態と事業者が認めた場合に限り、当日欠食分より返金いたします。 (1日 2,050 円/ 朝食 550 円、昼食 850 円、夕食 650 円 (税抜)) ※有料老人ホームにおける食費 (飲食料品の提供の対価) に係る消費税については、一食 640 円以下、一日累計額 1,920 円に達するまでは、軽減税率 (8%) の対象となります。
光熱水費	各居室電気代： 一律 3,800 円 (税抜) 各居室水道代： 一律 1,000 円 (税抜) * 入居・退去のとき・・・日割請求 * 1か月不在のとき・・・請求なし * 1～15日間不在のとき・・・全額請求 * 16日以上不在のとき・・・半額請求 (毎月 20 日締め)
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	希望により提供した個人的サービスにかかる利用料 [30 分以内 1,500 円 (税抜)、以降 30 分毎 1,000 円 (税抜)] 人件費および事務手続き等にかかる費用から算定。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠																																									
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	<p>※要介護度に応じて介護費用の1割を徴収する。 (実際の自己負担額の割合は、介護保険負担割合証に記載の割合となります。)</p> <p>○特定施設入居者生活介護 (1か月30日1割負担の例)</p> <table border="1" data-bbox="726 542 1332 824"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額</th> <th>自己負担額(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>189,657円</td> <td>18,966円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>212,302円</td> <td>21,231円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>235,961円</td> <td>23,597円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>257,916円</td> <td>25,792円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>281,585円</td> <td>28,159円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算 なし、夜間看護体制加算 あり、医療機関連携加算 あり、認知症専門ケア加算 なし、サービス提供体制強化加算Ⅲ あり、入居継続支援加算 なし、生活機能向上連携加算 なし、若年性認知症入居者受入加算 なし、口腔衛生管理体制加算 あり、栄養スクリーニング加算 あり、退院・退所時連携加算 あり、介護職員処遇改善加算Ⅰ あり、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ あり、看取り介護加算 あり</p> <table border="1" data-bbox="726 1072 1315 1301"> <thead> <tr> <th rowspan="2">算定期間</th> <th colspan="2">1日につき</th> </tr> <tr> <th>介護報酬額</th> <th>自己負担額(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～30日前</td> <td>1,504円</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>2～3日前</td> <td>7,106円</td> <td>711円</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>13,376円</td> <td>1,338円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日1割負担の例)</p> <table border="1" data-bbox="726 1400 1332 1536"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額</th> <th>自己負担額(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>64,476円</td> <td>6,448円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>108,721円</td> <td>10,873円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算 なし、医療機関連携加算 あり 認知症専門ケア加算 なし、サービス提供体制強化加算Ⅲ あり、生活機能向上連携加算 なし、若年性認知症入居者受入加算 なし、口腔衛生管理体制加算 あり、栄養スクリーニング加算 あり、介護職員処遇改善加算Ⅰ あり、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ あり</p>		月額	自己負担額(1割)	要介護1	189,657円	18,966円	要介護2	212,302円	21,231円	要介護3	235,961円	23,597円	要介護4	257,916円	25,792円	要介護5	281,585円	28,159円	算定期間	1日につき		介護報酬額	自己負担額(1割)	4～30日前	1,504円	151円	2～3日前	7,106円	711円	死亡日	13,376円	1,338円		月額	自己負担額(1割)	要支援1	64,476円	6,448円	要支援2	108,721円	10,873円
	月額	自己負担額(1割)																																								
要介護1	189,657円	18,966円																																								
要介護2	212,302円	21,231円																																								
要介護3	235,961円	23,597円																																								
要介護4	257,916円	25,792円																																								
要介護5	281,585円	28,159円																																								
算定期間	1日につき																																									
	介護報酬額	自己負担額(1割)																																								
4～30日前	1,504円	151円																																								
2～3日前	7,106円	711円																																								
死亡日	13,376円	1,338円																																								
	月額	自己負担額(1割)																																								
要支援1	64,476円	6,448円																																								
要支援2	108,721円	10,873円																																								
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	なし																																									
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。																																										



(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

<p>算定根拠</p>	<p>&lt;標準前払金&gt; (入居日に満 75 歳以上の方に適用)          前払い方式：月払い方式家賃相当月額×想定居住期間 (60 か月) により算出          ※別紙 居室タイプ別価格表参照</p> <p>&lt;入居日に満 75 歳未満の方の前払金&gt;          標準前払金 (「標準前払金」とは、入居日におけるご入居者の満年齢が満 75 歳以上の方に適用される前払金額です。) に以下の金額を加算した金額を適用します。          日割額 (標準前払金÷1,826 日) を入居日から起算して、ご入居者の満 75 歳の誕生日前日までの日数を乗じた額。          前払金=標準前払金+ (日割額×入居日から満 75 歳の誕生日前日までの日数)          ※目安額は別紙参照</p>
<p>想定居住期間 (償却年月数)</p>	<p>60 か月 (1,826 日)</p>
<p>償却の開始日</p>	<p>入居日</p>
<p>想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)</p>	<p>なし</p>
<p>初期償却率</p>	<p>なし</p>
<p>返還金の算定方法</p>	<p>入居後 3 月以内の契約終了</p> <p>入居日から 3 か月以内に入居契約書第 46 条に定める解除の申出がなされた場合は、事業者は前払金より施設利用料を差し引いた全額を返還金受取人に返還致します。          なお、算出した施設利用料に千円未満の端数があるときはその端数を切り上げます。          施設利用料=(標準前払金÷1,826 日)×(利用日数)          ※入居日に満 75 歳未満の方は別紙参照</p>

	入居後3月を超えた契約終了	<p>契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例</p> <p>入居契約書第32条に定める各事由に基づき契約終了したとき、契約終了日が入居日より5年(1,826日)未満(以下「入居日数」という)の場合には、次の計算式によって算出した額を返還金として、事業者は第44条に定める返還金受取人に返還致します。</p> <p>ただし、算出した額に千円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとします。</p> <p>返還金 = 標準前払金 × (1,826日 - 入居日数) / 1,826日</p> <p>※入居日に満75歳未満の方は別紙参照</p>
前払金の 保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	みずほ信託銀行株式会社
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称: )	

## 7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

### (入居者の人数)

性別	男性	12人
	女性	46人
年齢別	65歳未満	人
	65歳以上75歳未満	2人
	75歳以上85歳未満	8人
	85歳以上	48人
要介護度別	自立	人
	要支援1	5人
	要支援2	4人
	要介護1	19人
	要介護2	9人
	要介護3	6人
	要介護4	7人
	要介護5	8人

入居期間別	6か月未満	3人
	6か月以上1年未満	3人
	1年以上5年未満	26人
	5年以上10年未満	20人
	10年以上15年未満	6人
	15年以上	人

**(入居者の属性)**

平均年齢	90.0歳
入居者数の合計	58人
入居率*	95.1%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者を含む。	

**(前年度における退去者の状況)**

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	3人
	医療機関	3人
	死亡者	4人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	10人
		(解約事由の例)

**8. 苦情・事故等に関する体制**

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		SOMPOケア ラヴィーレふじみ野 生活相談員担当窓口
電話番号		049-278-2121
対応している時間	平日	午前9時～午後6時
	土曜	午前9時～午後6時
	日曜・祝日	午前9時～午後6時
定休日		なし
窓口の名称		本部担当者 お客様相談窓口
電話番号		0120-65-1192
対応している時間	平日	午前9時～午後6時

間	土曜	午前 9 時～午後 6 時
	日曜・祝日	午前 9 時～午後 6 時
定休日		なし
窓口の名称		ふじみ野市高齢福祉課
電話番号		049-261-2611(代)
対応している時間	平日	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分
	土曜	—
	日曜・祝日	—
定休日		土日祝休日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
窓口の名称		埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情専用
電話番号		048-824-2568
対応している時間	平日	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時
	土曜	—
	日曜・祝日	—
定休日		土日祝休日、年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	(その内容) 介護事業者総合賠償責任保険 損害保険ジャパン株式会社
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	(その内容) サービスの提供に当たり事故、体調の急変等が生じた場合は、協力医療機関等において対応いたします。また、医療機関は予め、ご入居者・ご家族の希望により選択できます。 また、事故、体調の急変等が生じた場合は、速やかに保証人等届出いただいた緊急連絡先に事故・急変の状況、受診の経過・結果等をご連絡します。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり 2 なし	実施日	随時
		結果の開示	1 あり 2 なし
第三者による評価の実施状況	1 あり 2 なし	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年2回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名: 当社運営ホーム ) 2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
合致しない事項がある場合の内容	
「6.既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添1（別の実施する介護サービス一覧表）  
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ \_\_\_\_\_ 様

説明年月日                      年      月      日

本重要事項説明書について説明をして、その内容に同意していただき、書面を交付致しました。

説明者署名 \_\_\_\_\_ ⑩

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

本重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

署      名 \_\_\_\_\_ ⑩

別紙

居室タイプ別価格表

【前払い方式】 <入居日に満 75 歳以上の方の前払金>

居室タイプ	標準前払金	月額	(内訳)					
		計	家賃 相当額	介護 費用	食費	光熱 水費	管理費	共用部の 家賃相当額
全室	580 万円	198,900 円	0 円	0 円	61,500 円	4,800 円	97,000 円	35,600 円

【月払い方式】

居室タイプ	月額	(内訳)					
	計	家賃 相当額	介護 費用	食費	光熱 水費	管理費	共用部の 家賃相当額
全室	295,560 円	96,660 円	0 円	61,500 円	4,800 円	97,000 円	35,600 円



別紙 <入居日に満 75 歳未満の方の前払金について>

【目安額】

(単位：円)

入居日	【満 74 歳】	【満 70 歳】	【満 65 歳】	【満 60 歳】	標準前払金...①	日割額...②
居室 タイプ	①+②×365 日 (満 75 歳誕生日 までの利用日数)	①+②×1,825 日 (満 75 歳誕生日ま での利用日数)	①+②×3,650 日 (満 75 歳誕生日ま での利用日数)	①+②×5,475 日 (満 75 歳誕生日ま での利用日数)	(満 75 歳以上 の方に適用され る前払金額)	②=①÷1826 日(小数点以下 切捨て)
全室	6,959,240	11,596,200	17,392,400	23,188,600	5,800,000	3,176

【前払金】(算定方法)

標準前払金①(「標準前払金」とは、入居日におけるご入居者の満年齢が満 75 歳以上の方に適用される前払金額です。)に以下の金額を加算した金額を適用します。

日割額②(標準前払金を標準前払金の償却期間で除した額)を入居日から起算して、ご入居者の満 75 歳の誕生日前日までの日数を乗じた額。

$$\text{前払金} = \text{標準前払金①} + (\text{日割額②} \times \text{入居日から満 75 歳の誕生日前日までの日数})$$

【償却期間】

$$\text{償却期間} = 1,826 \text{ 日 (標準前払金償却期間)} + \text{入居日から満 75 歳の誕生日前日までの日数}$$

【返還金】(算定方法等)

入居契約書第 32 条に定める各事由に基づき契約終了したとき、入居日から契約終了日までの日数(以下「入居日数」という)が償却期間未満の場合には、次の計算式によって算出した額を返還金として、事業者は第 44 条に定める返還金受取人に返還します。なお、千円未満の端数がでた場合にはその端数は切り捨てます。

$$\text{返還金} = (\text{前払金}) \times (\text{償却期間} - \text{入居日数}) / \text{償却期間}$$

ただし、入居日の翌日から3か月以内に解約(死亡退去も含む)の申出がなされた場合は、設置者は、前払金から利用日数に応じた施設利用料を差し引いた全額を、返還金受取人に返還いたします。なお、算出した施設利用料に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

$$\text{施設利用料} = (\text{前払金} \div \text{償却期間}) \times (\text{利用日数})$$

**【入居継続支援加算】**

医療的なニーズを満たし、ご入居様が安心して生活を継続できるように、以下のいずれの基準にも適合する場合、加算できます。

- ①介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ②たんの吸引等を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上であること。

●36単位/日

**【生活機能向上連携加算】**

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、ホームを訪問し、ホームの職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成します。個別機能訓練計画に基づき、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働し、計画的に機能訓練を実施します。

●200単位/月

※個別機能訓練加算を算定している場合は「100単位/月」となります。

**【個別機能訓練加算】（短期利用は除く）**

ご入居者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、ご入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、専従の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の有資格者）が計画的に機能訓練を行います。

●12単位/日

**【夜間看護体制加算】（要支援は除く）**

ホームに常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定め、看護職員と24時間連絡できる体制を整え、ご入居様の健康上の管理等を必要に応じて行う体制を確保します。なお入居の際に「重度化した場合における対応に係る指針」をご入居者様又はそのご家族様等に内容を説明し、同意をいただきます。

●10単位/日

**【若年性認知症入居者受入加算】**

ホームにご入居された若年性認知症入居者様ごとに個別の担当者を定めさせていただきます。

●120単位/月

**【医療機関連携加算】（短期利用は除く）**

看護職員が、ご入居者様ごとに健康の状況を継続的に記録し、協力医療機関又はご入居者様の主治医に対して、ご入居者様の健康の状況について月に1回以上情報を提供します。

加算の開始時にご入居者様又はそのご家族様に同意をいただきます。

●80単位/月

**【口腔衛生管理体制加算】**

歯科医師、または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ホーム介護職員に対し、口腔ケアに係る技術的助言と指導を、月に1回以上行います。

●30単位/月

**【栄養スクリーニング加算】**

ご入居者に対し、利用開始時および利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行わせて頂き、その情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含みます）を、担当の介護支援専門員に文書で共有させていただきます。

●5単位/回

※6月に1回を限度として算定させていただきます

**【看取り介護加算】**（要支援及び短期利用は除く）（要夜間看護体制加算算定）

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したご入居者様について、その旨を本人又はそのご家族様等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、ご入居者様等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、ご入居者様等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、ご入居者様がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援します。なお入居の際に「看取りに関する指針」をご入居者様又はそのご家族様等に内容を説明し、同意をいただきます。

●死亡日前2日～3日 680単位/日、死亡日前4日～30日 144単位/日、死亡当日 1,280単位/日

**【退院・退所時連携加算】**（要支援は除く）

医療提供施設を退院・退所され、特定施設にご入居されるご入居者様の受け入れをさせて頂いた場合で、退院・退所された日から30日間のうち、特定施設入居者生活介護を算定している期間において算定させていただきます。

●30単位/日

**【認知症専門ケア加算】**（短期利用は除く）

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方（以下「対象者」という。）に対して、以下の基準に従い、専門的な認知症ケアを行います。

・認知症専門ケア加算Ⅰ

①ホームにおけるご入居者様の50%以上が対象者で、「認知症介護実践リーダー研修」を修了している者を対象者20人未満で1人以上、19人を超えて10人増すごとに1人追加配置しホームの職員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催しチームとして専門的な認知症ケアを行います。

●（3単位/日）

・認知症専門ケア加算Ⅱ

①の基準を満たし、且つ「認知症介護指導者研修」を修了している者を1人以上配置し、ホームの認知症ケアの指導等を実施します。介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施します。

●（4単位/日）

（ⅠまたはⅡのいずれかを算定）

**【サービス提供体制強化加算】**

前年度の（3月を除く）ホームの職員体制が以下の要件を満たされた場合に加算できます。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

●（18単位/日）

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。

●（12単位/日）

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

ホームの看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。

●（6単位/日）

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

ご入居者様に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること。

●（6単位/日）

※Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを算定

### 【介護職員処遇改善加算】

事業主が介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組がより一層促進されるよう拡充された加算です。（要件によりⅠ～Ⅴを算定します。）

- （Ⅰ）1か月のサービス合計単位数に8.2%乗じて加算します。
- （Ⅱ）1か月のサービス合計単位数に6.0%乗じて加算します。
- （Ⅲ）1か月のサービス合計単位数に3.3%乗じて加算します。
- （Ⅳ）（Ⅲ）により算出した単位数に0.9を乗じる。
- （Ⅴ）（Ⅲ）により算出した単位数に0.8を乗じる。

### 【介護職員等特定処遇改善加算】

介護人材確保・定着のための取組をより一層すすめ、経験・技能のある職員に重点を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を行うことを目的とし、現行加算（上記の介護職員処遇改善加算）に加え創設された加算です。（以下①から④の要件により特定加算ⅠまたはⅡを算定します。）

- ・特定加算（Ⅰ）以下の要件①から④の4つすべてを満たしている。
  - （1か月のサービス合計単位数に1.8%乗じて加算します。）
- ・特定加算（Ⅱ）以下の要件②から④までの3つを満たしている。
  - （1か月のサービス合計単位数に1.2%乗じて加算します。）

<要件>

#### ① 介護福祉士の配置等要件

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分（Ⅰイ、または入居継続支援加算）を算定していること。

#### ② 現行加算要件

現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

#### ③ 職場環境等要件

2008年10月から届出を要する日の属する月の前日までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容をすべて職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」および「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

#### ④ 見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取組状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

### 【短期利用特定施設入居者生活介護】（要支援は除く）

地域の在宅介護の高齢者にホームの入居定員の10%以下の範囲内の空室を、30日以内で短期利用していただきます。

- 要介護1 536単位/日、要介護2 602単位/日、要介護3 671単位/日、要介護4 735単位/日、要介護5 804単位/日

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<b>&lt;居宅サービス&gt;</b>				
訪問介護	あり	なし	SOMPOケア 北戸田 訪問介護	戸田市大字新曾2252
			SOMPOケア 戸田公園 訪問介護	戸田市南町7-9
			SOMPOケア 熊谷 訪問介護	熊谷市拾六間757-5 栗原貸店舗2階
			SOMPOケア 上尾 訪問介護	上尾市原新町25番10号 EXALT北上尾101号
			SOMPOケア 春日部中央 訪問介護	春日部市中央6-8-12
			SOMPOケア 加須 訪問介護	加須市三俣1-2番地7 国分貸店舗
			SOMPOケア 鴻巣 訪問介護	鴻巣市東2-1-18 相原ビル2F
			SOMPOケア 幸手 訪問介護	幸手市中1-4-8 岡野ビル1階101号室
			SOMPOケア 杉戸倉松 訪問介護	北葛飾郡杉戸町倉松1-9-2 amexビル3階
			SOMPOケア 草加住吉 訪問介護	草加市住吉1-13-31 北ビル1F
			SOMPOケア 草加谷塚 訪問介護	草加市谷塚1363-1 舞子谷塚Ⅱ 1-C
			SOMPOケア 八潮 訪問介護	八潮市中央三-20番6号 ショールーム101号
			SOMPOケア 朝霞 訪問介護	朝霞市根岸台三-6番12号 大興ビル3F
			SOMPOケア 小手指 訪問介護	所沢市松葉町17-15 ニューパルク第1ビル2階
			SOMPOケア ひばりヶ丘北 訪問介護	新座市野寺2-19-23
			SOMPOケア さいたま岩槻 訪問介護	さいたま市岩槻区本町2-12-11
			SOMPOケア さいたま大宮西 訪問介護	さいたま市大宮区桜木町4-702-1 秀宝ビル4F
SOMPOケア 川越 訪問介護	川越市脇田新町16番地9号 神山ビル1F			
SOMPOケア 北越谷 訪問介護	越谷市北越谷1-18-2			
SOMPOケア 越谷蒲生 訪問介護	越谷市蒲生西町19-1 井上ビル105号			
SOMPOケア 川口東領家 訪問介護	川口市東領家2-8-6			
SOMPOケア 川口上青木 訪問介護	川口市上青木4-4-5			
訪問入浴介護	あり	なし	-	-
訪問看護	あり	なし	SOMPOケア 北越谷 訪問看護	越谷市北越谷4-23-8 北越谷ビル1F
訪問リハビリテーション	あり	なし	-	-
居宅療養管理指導	あり	なし	-	-
通所介護	あり	なし	SOMPOケア 杉戸 デイサービス	北葛飾郡杉戸町下野914-6 丸林貸店舗 1F
			SOMPOケア 朝霞 デイサービス	朝霞市根岸台三-6番12号 大興ビル1F
			SOMPOケア ハッピーデイズ入間	入間市宮前町2-26
			SOMPOケア 川越霞ヶ関 デイサービス	川越市大字上戸302番地7 コスモビル1階
			SOMPOケア 北越谷駅前 デイサービス	越谷市北越谷4-23-8 北越谷ビル1F
通所リハビリテーション	あり	なし	-	-
短期入所生活介護	あり	なし	-	-
短期入所療養介護	あり	なし	-	-
特定施設入居者生活介護	あり	なし	SOMPOケア ラヴィール戸田	戸田市新曾297-2
			SOMPOケア ラヴィール草加	草加市北谷3-36-8
			SOMPOケア ラヴィール草加松原	草加市中根3-31-24
			SOMPOケア ラヴィール八潮	八潮市八潮3-30-8
			SOMPOケア ラヴィール朝霞	朝霞市三原5-3-69
			SOMPOケア ラヴィール入間	入間市宮前町2-13
			SOMPOケア ラヴィール上福岡	ふじみ野市上福岡2丁目6番7号
			SOMPOケア ラヴィール坂戸	坂戸市大字石井2768-11
			SOMPOケア ラヴィール狭山	狭山市新狭山2-2-7
			SOMPOケア ラヴィール志木柳瀬川	志木市柏町6-1-32
			SOMPOケア ラヴィール鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷111-1
			SOMPOケア ラヴィール飯能	飯能市南町2番7号
			SOMPOケア ラヴィール東所沢	所沢市東所沢2-10-4
			SOMPOケア ラヴィールふじみ野	ふじみ野市苗間1-7-21
			SOMPOケア ラヴィール大宮	さいたま市見沼区中川1090-1
			SOMPOケア ラヴィール大宮武蔵番館	さいたま市見沼区中川1062-1
			SOMPOケア ラヴィール西大宮	さいたま市西区西大宮1-18-1
			SOMPOケア ラヴィール武蔵浦和	さいたま市南区辻5-8-3
			そんぽの家 大宮	さいたま市大宮区三橋2-561-1
			そんぽの家 大宮見沼	さいたま市見沼区大字南中丸317-2
			そんぽの家 南与野	さいたま市中央区鈴谷4-9-11
			SOMPOケア ラヴィール越谷	越谷市赤山町二丁目55番地1
			そんぽの家 越谷	越谷市宮本町3-78-1
SOMPOケア ラヴィール川口安行	川口市大字安行小山487-5			
SOMPOケア ラヴィール南浦和	川口市大字小谷場37-1			
そんぽの家 東川口	川口市大字木曾呂717-1			
福祉用具貸与	あり	なし	SOMPOケア 埼玉 福祉用具	さいたま市大宮区東町1-198番地 さいたまビル102
特定福祉用具販売	あり	なし	SOMPOケア 埼玉 福祉用具	さいたま市大宮区東町1-198番地 さいたまビル102
<b>&lt;地域密着型サービス&gt;</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	SOMPOケア さいたま浦和 定期巡回	さいたま市浦和区岸町7-9-17 葵ビル 1-B
			SOMPOケア さいたま大宮東 定期巡回	さいたま市大宮区天沼町1-56-2 大宮ビル2F
			SOMPOケア 北越谷 定期巡回	越谷市北越谷1-18-2
			SOMPOケア 和光 定期巡回	和光市西大和団地6 デュプレ西大和第4号棟第104号室
夜間対応型訪問介護	あり	なし	-	-
認知症対応型通所介護	あり	なし	-	-
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	SOMPOケア 北越谷 小規模多機能	越谷市北越谷1-18-2
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	-	-
居宅介護支援	あり	なし	SOMPOケア 朝霞 居宅介護支援	朝霞市根岸台三-6番12号 大興ビル3F
			SOMPOケア 春日部中央 居宅介護支援	春日部市中央6-8-12
			SOMPOケア 加須 居宅介護支援	加須市三俣1-2番地7 国分貸店舗
			SOMPOケア 北戸田 居宅介護支援	戸田市大字新曾2252
			SOMPOケア 熊谷 居宅介護支援	熊谷市拾六間757-5 栗原貸店舗2階
			SOMPOケア 鴻巣 居宅介護支援	鴻巣市東2-1-18 相原ビル2F
			SOMPOケア 小手指 居宅介護支援	所沢市松葉町17-15 ニューパルク第1ビル2階
			SOMPOケア さいたま岩槻 居宅介護支援	さいたま市岩槻区本町2-12-11
			SOMPOケア さいたま大宮西 居宅介護支援	さいたま市大宮区桜木町4-702-1 秀宝ビル4F
			SOMPOケア 幸手 居宅介護支援	幸手市中1-4-8 岡野ビル1階101号室
			SOMPOケア 草加住吉 居宅介護支援	草加市住吉1-13-31 北ビル1F
			SOMPOケア 戸田公園 居宅介護支援	戸田市南町7-9
			SOMPOケア ひばりヶ丘北 居宅介護支援	新座市野寺2-19-23
			SOMPOケア 川越 居宅介護支援	川越市脇田新町16番地9号 神山ビル1F
SOMPOケア 北越谷 居宅介護支援	越谷市北越谷1-18-2			
SOMPOケア 越谷蒲生 居宅介護支援	越谷市蒲生西町19-1 井上ビル105号			
SOMPOケア 川口上青木 居宅介護支援	川口市上青木4-4-5			
SOMPOケア 川口東領家 居宅介護支援	川口市東領家2-8-6			

<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	あり	なし	-
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	-
介護予防訪問看護	あり	なし	SOMPOケア 北越谷 訪問看護 越谷市北越谷4-23-8 北越谷 1F
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	-
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	-
介護予防通所介護	あり	なし	-
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	-
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	-
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	-
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	SOMPOケア ラヴィール戸田 戸田市新曽297-2
			SOMPOケア ラヴィール草加 草加市北谷3-36-8
			SOMPOケア ラヴィール草加松原 草加市中根3-31-24
			SOMPOケア ラヴィール八潮 八潮市八潮3-30-8
			SOMPOケア ラヴィール朝霞 朝霞市三原5-3-69
			SOMPOケア ラヴィール人間 人間市宮前町2-13
			SOMPOケア ラヴィール上福岡 ふじみ野市上福岡2丁目6番7号
			SOMPOケア ラヴィール坂戸 坂戸市大字石井2768-11
			SOMPOケア ラヴィール寒山 狭山市新寒山2-2-7
			SOMPOケア ラヴィール志木柳瀬川 志木市柏町6-1-32
			SOMPOケア ラヴィール鶴ヶ島 鶴ヶ島市大字五味ヶ谷111-1
			SOMPOケア ラヴィール飯能 飯能市南町2番7号
			SOMPOケア ラヴィール東所沢 所沢市東所沢2-10-4
			SOMPOケア ラヴィールふじみ野 ふじみ野市苗間1-7-21
			SOMPOケア ラヴィール大宮 さいたま市見沼区中川1090-1
			SOMPOケア ラヴィール大宮式番館 さいたま市見沼区中川1062-1
			SOMPOケア ラヴィール西大宮 さいたま市西区西大宮1-18-1
			SOMPOケア ラヴィール武蔵浦和 さいたま市南区計5-8-3
			そんぼの家 大宮 さいたま市大宮区三橋2-561-1
			そんぼの家 大宮見沼 さいたま市見沼区大字南中丸317-2
			そんぼの家 南与野 さいたま市中央区鈴谷4-9-11
			SOMPOケア ラヴィール越谷 越谷市赤山町二丁目55番地1
そんぼの家 越谷 越谷市宮本町3-78-1			
SOMPOケア ラヴィール川口安行 川口市大字安行小山487-5			
SOMPOケア ラヴィール南浦和 川口市大字小谷場37-1			
そんぼの家 東川口 川口市大字木曾呂717-1			
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	SOMPOケア 埼玉 福祉用具 さいたま市大宮区東町1-198番地 #102
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	SOMPOケア 埼玉 福祉用具 さいたま市大宮区東町1-198番地 #102
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	SOMPOケア 北越谷 小規模多機能 越谷市北越谷1-18-2
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	SOMPOケア 川口戸塚 小規模多機能 川口市戸塚5-8-3
介護予防支援	あり	なし	-
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	あり	なし	-
介護老人保健施設	あり	なし	-
介護療養型医療施設	あり	なし	-

別添2

介護サービス等の一覧表

●それぞれのご入居者の状態に応じて、当ホームにおいて計画作成担当者を中心に、ご入居者の意思を確認し、ご家族と相談の上サービス計画を作成し提供いたします。  
この一覧表は一般的な場合の目安です。それぞれのご入居者の状態に応じて、変更される場合があります。

要介護認定区分	自立		要支援1		要支援2		要介護1	
介護を行う場所	介護居室		介護居室		介護居室		介護居室	
サービスの分類	前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
<b>&lt;介護サービス&gt;</b>								
○巡回								
昼間 9:00～18:00	—	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
○食事介助	食堂での見守り	介助1回1,000円	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
○排泄								
排泄介助	—	1日 3,000円	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
おむつ交換	—	1日 5,000円	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
おむつ代	—	実費/持込	—	実費/持込	—	実費/持込	—	実費/持込
○入浴	浴室使用週2回	浴室使用料週3回目から1回400円	週 2回	—	週 2回	—	週 2回	—
一般浴介助	—	1回 3,000円	週 2回	希望による週3回目からの援助実施は1回1,500円	週 2回	希望による週3回目からの援助実施は1回1,500円	週 2回	希望による週3回目からの援助実施は1回1,500円
清拭	—	1回 3,000円	未入浴時状態に応じて※1	—	未入浴時状態に応じて※1	—	未入浴時状態に応じて※1	—
特浴介助	—	1回 4,000円	—	—	—	—	—	—
○身辺介助								
体位交換	—	—	—	—	—	—	—	—
居室からの移動	—	移動介助 1日3,000円	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
衣類の着脱	—	助言等1回 500円	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
身だしなみ介助	—	助言等1回 500円	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
行動障害対応※2	—	1日 5,000円	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
○機能訓練	—	1日 3,000円	ケアプランによる	—	ケアプランによる	—	ケアプランによる	—
○通院の介助								
協力医療機関	—	—	付添	—	付添	—	付添	—
協力医療機関以外	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1
○緊急時対応								
ナースコール	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
<b>&lt;生活サービス&gt;</b>								
○家事								
清掃	—	1回 1,500円	週3回及び必要時	希望による援助実施は自立と同額	週3回及び必要時	希望による援助実施は自立と同額	週3回及び必要時	希望による援助実施は自立と同額
洗濯	—	1回 1,500円	週2回及び必要時	—	週2回及び必要時	—	週2回及び必要時	—
リネン交換	—	1回 800円	週1回及び必要時	—	週1回及び必要時	—	週1回及び必要時	—
洗濯（業者依頼分）	—	実費	—	実費	—	実費	—	実費
○居室配膳・下膳	—	1食 200円	状態に応じて※1	希望による援助実施は自立と同額	状態に応じて※1	希望による援助実施は自立と同額	状態に応じて※1	希望による援助実施は自立と同額
○理美容	—	実費	—	実費	—	実費	—	実費
○代行								
買物	—	別料金※1	週1回 指定日	*指定日以外は別料金※1	週1回 指定日	*指定日以外は別料金※1	週1回 指定日	*指定日以外は別料金※1
役所手続き	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1
○日用雑貨費用	—	実費	—	実費	—	実費	—	実費
<b>&lt;健康管理サービス&gt;</b>								
○健康診断	—	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
○生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
○医師の往診	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	薬剤管理※3	状態に応じて※1	薬剤管理※3	状態に応じて※1	薬剤管理※3
<b>&lt;入退院時、入院中のサービス&gt;</b>								
○医療費	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担
○移送サービス	—	実費	協力医療機関へ移送	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1
<b>&lt;その他のサービス&gt;</b>								
○レクリエーション等	毎日開催	実費	毎日開催	実費	毎日開催	実費	毎日開催	実費

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。  
30分1,500円、以降30分毎に1,000円（6時～8時及び18時～22時25%増、22時～6時50%増）  
なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は介護保険給付に含まれます。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合です。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理、服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「特定施設入居者生活介護」及び「介護予防特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導」費用の1割から3割の負担が必要となります。介護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 計画書に基づいて実施

金額はすべて税抜金額となっております。別途消費税が加算されます。

## 介護サービス等の一覧表

●それぞれのご入居者の状態に応じて、当ホームにおいて計画作成担当者を中心に、ご入居者の意思を確認し、ご家族と相談の上サービス計画を作成し提供いたします。  
この一覧表は一般的な場合の目安です。それぞれのご入居者の状態に応じて、変更される場合があります。

要介護認定区分	要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
介護を行う場所	介護居室		介護居室		介護居室		介護居室	
サービスの分類	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<b>&lt;介護サービス&gt;</b>								
○巡回								
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
○食事介助	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
○排泄								
排泄介助	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
おむつ交換	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
おむつ代	—	実費/持込	—	実費/持込	—	実費/持込	—	実費/持込
○入浴	週 2回		週 2回		週 2回		週 2回	
一般浴介助	週 2回	希望による週3回目からの援助実施は1回1,500円	週 2回	希望による週3回目からの援助実施は1回1,500円	週 2回	希望による週3回目からの援助実施は1回1,500円	週 2回	希望による週3回目からの援助実施は1回1,500円
清拭	未入浴時状態に応じて※1		未入浴時状態に応じて※1		未入浴時状態に応じて※1		未入浴時状態に応じて※1	
特浴介助	—		状態に応じて※1		状態に応じて※1		状態に応じて※1	
○身辺介助								
体位交換	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
居室からの移動	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
衣類の着脱	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
身だしなみ介助	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
行動障害対応※2	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—	状態に応じて※1	—
○機能訓練	ケアプランによる	—	ケアプランによる	—	ケアプランによる	—	ケアプランによる	—
○通院の介助								
協力医療機関	付添	—	付添	—	付添	—	付添	—
協力医療機関以外	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1
○緊急時対応								
ナースコール	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
<b>&lt;生活サービス&gt;</b>								
○家事								
清掃	週3回及び必要時	希望による援助実施は自立と同額	週3回及び必要時	希望による援助実施は自立と同額	週3回及び必要時	希望による援助実施は自立と同額	週3回及び必要時	希望による援助実施は自立と同額
洗濯	週2回及び必要時		週2回及び必要時		週2回及び必要時		週2回及び必要時	
リネン交換	週1回及び必要時		週1回及び必要時		週1回及び必要時		週1回及び必要時	
洗濯（業者依頼分）	—	実費	—	実費	—	実費	—	実費
○居室配膳・下膳	状態に応じて※1	希望による援助実施は自立と同額	状態に応じて※1	希望による援助実施は自立と同額	状態に応じて※1	希望による援助実施は自立と同額	状態に応じて※1	希望による援助実施は自立と同額
○理美容	—	実費	—	実費	—	実費	—	実費
○代行								
買物	週1回 指定日	*指定日以外は別料金※1	週1回 指定日	*指定日以外は別料金※1	週1回 指定日	*指定日以外は別料金※1	週1回 指定日	*指定日以外は別料金※1
役所手続き	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1
○日用雑貨費用	—	実費	—	実費	—	実費	—	実費
<b>&lt;健康管理サービス&gt;</b>								
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
○生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
○医師の往診	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※1	薬剤管理※3	状態に応じて※1	薬剤管理※3	状態に応じて※1	薬剤管理※3	状態に応じて※1	薬剤管理※3
<b>&lt;入退院時、入院中のサービス&gt;</b>								
○医療費	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担	—	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送	協力医療機関以外実費	協力医療機関へ移送	協力医療機関以外実費	協力医療機関へ移送	協力医療機関以外実費	協力医療機関へ移送	協力医療機関以外実費
○入院中の生活援助	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1	—	別料金※1
<b>&lt;その他のサービス&gt;</b>								
○レクリエーション等	毎日開催	実費	毎日開催	実費	毎日開催	実費	毎日開催	実費

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。  
30分1,500円、以降30分毎に1,000円（6時～8時及び18時～22時25%増、22時～6時50%増）  
なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は介護保険給付に含まれます。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合です。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理、服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「特定施設入居者生活介護」及び「介護予防特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導」費用の1割から3割の負担が必要となります。介護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 計画書に基づいて実施

金額はすべて税抜金額となっております。別途消費税が加算されます。



## 参考「オムツ価格表」

種類	1袋の販売価格	1枚の販売価格
オムツ	1,619 円 ~ 4,280 円	73.6 円 ~ 164.6 円
パンツ型	1,440 円 ~ 4,663 円	63.0 円 ~ 169.6 円
パッド型	731 円 ~ 2,263 円	18.1 円 ~ 112.8 円
軽失禁パッド型	343 円 ~ 1,341 円	13.1 円 ~ 68.8 円

価格は2017年1月1日現在の販売価格になります。

価格はメーカーの商品の改廃、市場価格の変動により変更させていただく場合があります。

販売は1袋単位の販売になります。

表示の販売価格は廃棄料を含みます。

買物代行サービスにて購入いたしました市販品につきましては、購入代金と廃棄料の合計額のご請求になります。

また、お持込のオムツにつきましても廃棄料は別途ご請求になります。

詳細はホームへお尋ねください。

廃棄料については下記の表にて算出させていただきます。

1枚当り廃棄料単価×1袋の入数=1袋あたりの廃棄料

### オムツ廃棄料

種類	サイズ	1枚あたり廃棄料
テープ型	S	20円
テープ型	M	25円
テープ型	L	30円
テープ型	LL以上	35円
パンツ型	S	20円
パンツ型	M	25円
パンツ型	L	30円
パンツ型	LL以上	35円
パット型	200cc~	20円
軽失禁パッド型	~199cc	8円